

委員会提出議案第 1 号

国に対して、保育サービス等の維持に必要な財源確保を求め、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準の維持を求める意見書

政府の地方分権改革推進委員会は、保育所の最低基準など、地方自治体の仕事の内容や方法を国が定める義務づけの規制緩和を柱とした第 3 次勧告を提出した。これを受けて厚生労働省は、国が全国一律に定めている認可保育所の面積の最低基準について、東京都など待機児童の深刻な都市部の一部に限り、地方自治体に基準を定める権限を移譲するとの考えを示した。

保育所最低基準（児童福祉施設最低基準）は、「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な」（児童福祉法）最低線を定めたものであるが、敗戦直後の 1948 年に定められたものであり、専門家や保育関係者からは最低基準の向上を求める指摘も上がっている。

民間保育所では延長保育、一時保育など多様なニーズへの対応に真摯に取り組んでおり、働く保育士への負担も重くなっている。そのような中で民間保育所運営費の一般財源化が行われると、地方自治体の財政状況によっては運営費が現在の水準を保てなくなり、保育士の配置や処遇に直接的な影響を与えることとなる。ひいては子どもや保護者にとって安全で安心な保育が保証できない恐れがあり、加えて、市町村格差の増大や保育の質の低下が懸念される。

保育所において、子どもが安全に健康で情緒の安定した生活を送れるよう保育サービス等の質を守り、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準の維持を求める。

よって、国においては、安心安全な保育環境を守り、なお一層、子育て支援を推進する責任を有しているため、次の事項を強く要望する。

記

- 1 少子化対策の根幹である保育所の子育て支援は、国の重要施策で

あり、今後も国が責任を持って行い、地域の財政状況に影響を受けない財源を確保すること。

- 2 保育所の最低基準は子どもの健やかな育ちを守るために必要であり、市町村の財源に左右されない質の高い保育を確保するために、今後も国として、地域の実情を踏まえた子どもの安全を担保できる保育所最低基準を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 3 月 18 日

熊 谷 市 議 会

衆 議 院 議 長 様
参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様

提出者 福祉環境常任委員会

委員長 吉原邦陽